

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の3段階を基本とし、それぞれの段階において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>女性、子ども、性的マイノリティのほか、</u>高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動<u>や福祉的な支援</u>を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症<u>流行時の経験も</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の3段階を基本とし、それぞれの段階において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>(ア) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症の<u>発生を</u>踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考																																										
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td></tr> <tr> <td>(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)</td><td> <p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表</p> <p>イ <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震運動に限る)</u>及び<u>水象の予報並びに警報等の防災気象情報</u>の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td></tr> <tr> <td>(10) 中部電力パワーグリッド^支社</td><td> <p>ア 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>イ 電力の供給に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td></tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、飯田エフエム放送㈱)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td></tr> <tr> <td>(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)</td><td> <p>ア <u>気象等</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集<u>、</u>発表。</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報、<u>警報等</u>の発表、伝達及び解説。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td></tr> <tr> <td>(10) 中部電力パワーグリッド^支業所</td><td> <p>ア 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>イ 電力の供給に関すること。</p> </td></tr> </tbody> </table> <p>9 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th><th>処理すべき事務又は業務の大綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><略></td></tr> <tr> <td>(6) 放送事業者</td><td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、飯田エフエム放送㈱)</td></tr> <tr> <td></td><td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> <tr> <td>(7) 長野県情報ネットワーク協会</td><td><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<略>		(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表</p> <p>イ <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震運動に限る)</u>及び<u>水象の予報並びに警報等の防災気象情報</u>の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<略>		(10) 中部電力パワーグリッド ^支 社	<p>ア 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>イ 電力の供給に関すること。</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<略>		(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、飯田エフエム放送㈱)		<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<略>		(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象等</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集<u>、</u>発表。</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報、<u>警報等</u>の発表、伝達及び解説。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<略>		(10) 中部電力パワーグリッド ^支 業所	<p>ア 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>イ 電力の供給に関すること。</p>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	<略>		(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、飯田エフエム放送㈱)		<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																											
<略>																																												
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測<u>並びに</u>その成果の収集<u>及び</u>発表</p> <p>イ <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震運動に限る)</u>及び<u>水象の予報並びに警報等の防災気象情報</u>の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。</p>																																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																											
<略>																																												
(10) 中部電力パワーグリッド ^支 社	<p>ア 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>イ 電力の供給に関すること。</p>																																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																											
<略>																																												
(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、飯田エフエム放送㈱)																																											
	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																											
(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>天気</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																											
<略>																																												
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	<p>ア <u>気象等</u>の観測<u>及び</u>その成果の収集<u>、</u>発表。</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報、<u>警報等</u>の発表、伝達及び解説。</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信設備の整備。</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言。</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発。</p>																																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																											
<略>																																												
(10) 中部電力パワーグリッド ^支 業所	<p>ア 電力施設の保全、保安に関すること。</p> <p>イ 電力の供給に関すること。</p>																																											
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																											
<略>																																												
(6) 放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、飯田エフエム放送㈱)																																											
	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																											
(7) 長野県情報ネットワーク協会	<u>気象</u> 予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																											

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		機関の名称の追加
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	
(3)漁業協同組合 <u>(下伊那漁業協同組合)</u>	<p>ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。</p> <p>＜略＞</p>	
(3)漁業協同組合	<p>ア 町、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。</p> <p>＜略＞</p>	

新	旧	修正理由・備考																																				
<p>第4節 防災面からみた阿南町の概況</p> <p><略></p> <p>第3 過去の主な災害記録</p> <p>地震災害履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代（西暦）</th> <th>月日</th> <th>規模</th> <th>被 味 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永享5年（1433）</td> <td>11. 7</td> <td>M 7 ≤</td> <td>相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><略></td> </tr> <tr> <td>令和2年（2020）</td> <td>9. 27</td> <td>M 5.1</td> <td>静岡県西部を震源とする地震。阿南町で震度4。</td> </tr> <tr> <td>令和6年（2024）</td> <td>1. 1</td> <td>M 5.1</td> <td><u>石川県能登半島沖を震源とする地震。阿南町で震度3。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注：M=マグニチュード（地震の規模）、表中の月日は、すべて西暦 <略></p>	年代（西暦）	月日	規模	被 味 内 容	永享5年（1433）	11. 7	M 7 ≤	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。	<略>				令和2年（2020）	9. 27	M 5.1	静岡県西部を震源とする地震。阿南町で震度4。	令和6年（2024）	1. 1	M 5.1	<u>石川県能登半島沖を震源とする地震。阿南町で震度3。</u>	<p>第4節 防災面からみた阿南町の概況</p> <p><略></p> <p>第3 過去の主な災害記録</p> <p>地震災害履歴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年代（西暦）</th> <th>月日</th> <th>規模</th> <th>被 味 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>永享5年（1433）</td> <td>11. 7</td> <td>M 7 ≤</td> <td>相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><略></td> </tr> <tr> <td>令和2年（2020）</td> <td>9. 27</td> <td>M 5.1</td> <td>静岡県西部を震源とする地震。阿南町で震度4。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：M=マグニチュード（地震の規模）、表中の月日は、すべて西暦 <略></p>	年代（西暦）	月日	規模	被 味 内 容	永享5年（1433）	11. 7	M 7 ≤	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。	<略>				令和2年（2020）	9. 27	M 5.1	静岡県西部を震源とする地震。阿南町で震度4。	過去の災害記録の追加
年代（西暦）	月日	規模	被 味 内 容																																			
永享5年（1433）	11. 7	M 7 ≤	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。																																			
<略>																																						
令和2年（2020）	9. 27	M 5.1	静岡県西部を震源とする地震。阿南町で震度4。																																			
令和6年（2024）	1. 1	M 5.1	<u>石川県能登半島沖を震源とする地震。阿南町で震度3。</u>																																			
年代（西暦）	月日	規模	被 味 内 容																																			
永享5年（1433）	11. 7	M 7 ≤	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。																																			
<略>																																						
令和2年（2020）	9. 27	M 5.1	静岡県西部を震源とする地震。阿南町で震度4。																																			

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。</p> <p>さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</p> <p>i アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</p> <p>j 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>イ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておく。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能などを検証しておく。</p> <p>なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</p>	<p>第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>f 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</p> <p>イ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておく。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能などを検証しておく。</p> <p>なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>国関係機関、市町村及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム(SOBO-WEB)に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。</u></p> <p>(キ) <u>雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(リ) <u>災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</u></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>通信が途絶している地域で、派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</u></p> <p>(オ) <u>衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</u></p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(新設)</p> <p>(カ) <u>雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(キ) <u>災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。</u></p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(イ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。</p> <p>(オ) 衛星携帯電話等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町、県及び関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) <略></p> <p>(イ) <略></p> <p>(ウ) 県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(エ) 県及び町は、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリストに努めるものとする。</u></p> <p>(オ) 地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。</p> <p>(カ) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要準備を整える。</p> <p>(キ) 県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】</p> <p>(ウ) 県と連携し、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。</u></p> <p>5 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p>	<p>第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町、県及び関係機関が実施する計画】</p> <p>ア <略></p> <p>イ <略></p> <p>ウ 県及び町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>エ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。（地方整備局）</p> <p>オ 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要準備を整える。</p> <p>カ 県及び町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p>3 県内外消防本部間の消防相互応援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【飯田広域消防本部が実施する計画】</p> <p>(ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。</p>	県防災計画に合わせた修正等

<p>【町及び県が実施する計画】</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>【町及び県が実施する計画】</p> <p>協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。</p> <p>＜略＞</p>
--	---

新	旧	修正理由・備考
<p>第7節 消防・水防活動計画 【総務課、飯田広域消防本部】 <略></p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 令和6年4月1日現在の本町の消防体制は、本部及び<u>3部</u>、消防団員<u>150名</u>である。また、団員数は年々減少傾向にあり、団員一人ひとりに掛かる負担はかなり大きいものとなっている。 <略></p> <p>(2) 実施計画 【町が実施する計画】 <略></p> <p>(ア) 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 a 消防団員等の人員の確保発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、<u>以下の対策を実施し人員の確保を図る。</u> (a) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、</u>処遇の改善、<u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。 (b) <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u> (c) <u>消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等</u>多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。 b <u>広域消防体制の推進</u> 消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。 <略></p>	<p>第7節 消防・水防活動計画 【総務課、飯田広域消防本部】 <略></p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 令和5年4月1日現在の本町の消防体制は、本部及び<u>4分団</u>、消防団員<u>130名</u>である。また、団員数は年々減少傾向にあり、団員一人ひとりに掛かる負担はかなり大きいものとなっている。 <略></p> <p>(2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 <略></p> <p>(ア) 消防力の強化「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>施設・装備・</u>処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。<u>また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等</u>多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。 また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</p>	<p>町の消防体制の現状の修正</p> <p>県防災計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p>（オ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。 <u>なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関する事項の申出を強制しないよう十分注意するものとする。</u></p> <p>（カ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるよう努めるものとする。 <u>なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。</u></p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町及び県が実施する計画】</p> <p>（ケ）ホテル・旅館等の確保 町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に努めるものとする。</p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する計画】</p> <p>（オ）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 民生・児童委員、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</p> <p>（カ）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるよう努める。</p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町及び県が実施する計画】</p> <p>（新設）</p>	<p>県防災計画に合わせた修正等</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第9節 緊急輸送計画 【総務課、建設環境課、振興課】 <略></p> <p>第3 計画の内容 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (1) 現状及び課題 大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。 <u>物資輸送は、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内物資輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u> (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (ア) <u>「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を最低1か所以上指定するものとする。</u> このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。 (イ) <u>地域内物資輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。</u> <u>なお、選定に際しては、</u>自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定するものとする。<u>また、</u>ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。 <略></p> <p>3 輸送体制の整備計画 (1) 現況及び課題 大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】</p>	<p>第9節 緊急輸送計画 【総務課、建設環境課、振興課】 <略></p> <p>第3 計画の内容 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画 (1) 現状及び課題 大規模な風水害が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 (ア) <u>最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。なお、避難場所と競合する場合は、あらかじめヘリポートエリアを定めておく。</u> このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。 (イ) <u>自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。</u></p> <p><略></p> <p>3 輸送体制の整備計画 (1) 現況及び課題 大規模な風水害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。 (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】</p>	

(イ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

<略>

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

<略>

新	旧	修正理由・備考
<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>【各課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>＜略＞</p> <p>また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策</u>や生活環境改善が求められている。</p> <p>＜略＞</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>＜略＞</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>＜略＞</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受け入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。</p> <p>＜略＞</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>＜略＞</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(キ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努めるものとする。また、<u>必要に応じ</u>、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>＜略＞</p> <p>(ケ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する<u>ものとする</u>。</p> <p>＜略＞</p>	<p>第11節 避難の受入活動計画</p> <p>【各課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>＜略＞</p> <p>また、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。</u></p> <p>＜略＞</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>＜略＞</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>＜略＞</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。</p> <p>＜略＞</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>＜略＞</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(キ) 指定避難所に指定した施設については、<u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</p> <p>＜略＞</p> <p>(ケ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>＜略＞</p>	県防災計画に合わせた修正

<p>(サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(ス) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;"><u>【町が実施する計画】</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>5 学校における避難計画</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;"><u>【町（教育委員会）が実施する計画】</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>7 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p style="text-align: center;"><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;"><u>【町が実施する対策】</u></p> <p style="text-align: center;">(7) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応</p>	<p>(サ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(ス) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>4 住宅の確保体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;"><u>【町が実施する計画】</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>5 学校における避難計画</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;"><u>【町（教育委員会）が実施する計画】</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>7 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p style="text-align: center;"><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p style="text-align: center;"><u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発</u></p>
---	--

<p>じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。</p> <p>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
第12節 孤立防止対策	第12節 孤立防止対策	
第3 計画の内容	第3 計画の内容	
6 備蓄	6 備蓄	
(2) 実施計画	(2) 実施計画	
イ 【住民が実施する計画】 (ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から <u>最低1週間分の</u> 備蓄を行う <u>ものとする。</u>	イ 【住民が実施する計画】 (ア) 孤立が予想される <u>集落単位での</u> 食料品等の備蓄に配慮する。	県防災計画に合わせた修正
<略>	<略>	

新	旧	修正理由・備考
<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画 【総務課、民生課、住民税務課、振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあっては最低1週間。以下同じ。）</u>は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p><u>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき市町村は</u>、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、<u>食料の備蓄</u>を実施する。</p> <p><u>また、県及び町は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p>	<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画 【総務課、民生課、住民税務課、振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うこととする。</p> <p><u>町は</u>、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、備蓄を実施する。</p>	県防災計画に合わせた修正
<p>第2 主な取組み</p> <p>4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	<p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>（新設）</u></p> <p>5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</p>	
<p>第3 計画の内容</p> <p>2 食料品等の供給計画</p> <p>（1）現状及び課題</p> <p><u>食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。</u></p> <p><u>これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。</u></p> <p><u>備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、町の食料備蓄の供給計画により、避難所等に速やかに供給する体制を整備する。</u></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>2 食料品等の供給計画</p> <p>（1）現状及び課題</p> <p>備蓄食料や関係業者との協定による調達食料を、住民へ円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。</p> <p>食料備蓄計画により避難所等にも速やかに供給する体制を整備する必要がある。</p>	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	

新	旧	修正理由・備考
<p>第14節 給水計画</p> <p>【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトル ウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。</p> <p>このほか、町は、被災を最小限に止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。</p> <p><u>また、県及び町は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p> <p><略></p>	<p>第14節 給水計画</p> <p>【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。</p> <p>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。</p> <p>このほか、町は、被災を最小限に止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</p> <p><略></p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>【総務課、振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具 (タオルケット・毛布・エアーベッド・段ボールベッド等) ○ 衣類 (下着・靴下・作業着等) ○ 炊事道具 (なべ、包丁、卓上コンロ等) ○ 身の回り品 (タオル、生理用品・紙オムツ等) ○ 食器等 (はし・茶わん・ほ乳びん等) ○ 日用品 (石鹼・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレットペーパー等) ○ 光熱材料 (マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等) (必要量) <p><u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、町の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><u>また、県及び町は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付け6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。</u></p> <p><略></p>	<p>第15節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>【総務課、振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。</p> <p>(災害時の主な生活必需品)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寝具 (タオルケット・毛布等) ○ 衣類 (下着・靴下・作業着等) ○ 炊事道具 (なべ、包丁、卓上コンロ等) ○ 身の回り品 (タオル、生理用品・紙オムツ等) ○ 食器等 (はし・茶わん・ほ乳びん等) ○ 日用品 (石鹼・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等) ○ 光熱材料 (マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等) (必要量) <p><u>人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p><略></p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>【建設環境課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</p> <p>この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と老朽化した管渠等の改築更新、処理場の耐水化等のハード整備により浸水対策を進める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>【町が実施する計画】</u></p> <p><略></p>	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>【建設環境課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。</p> <p>この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【町が実施する計画】</u></p> <p><略></p>	県防災計画に合わせた修正等

新	旧	修正理由・備考
<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画 【総務課、通信・放送機関】 <略></p> <p>3 電気通信施設災害予防 <略></p> <p>(2) 実施計画 <略></p> <p>イ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)が実施する計画】 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害 想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応 急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼 性強化に向けた取り組みを推進することに努めるとし、特に、<u>地方公共 団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施 する<u>ものとする</u>。 <略></p>	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画 【総務課、通信・放送機関】 <略></p> <p>3 電気通信施設災害予防 <略></p> <p>(2) 実施計画 <略></p> <p>イ 【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)が実施する計画】 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害 想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応 急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼 性強化に向けた取り組みを推進することに努める。 また、<u>確保器材</u>災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を 逐次実施する。</p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第22節 土砂災害等の災害予防計画 【総務課、建設環境課、民生課、教育委員会】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>令和6年4月1日</u>現在、山腹崩壊危険地区61箇所、崩壊土砂流出危険地区79箇所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。<u>令和6年4月1日</u>現在、土石流発生危険渓流は48渓流である。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。</p> <p>また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は、<u>令和6年4月1日</u>現在4箇所（急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所）である。</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本町では、<u>令和6年4月1日</u>現在で582区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は453区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>第22節 土砂災害等の災害予防計画 【総務課、建設環境課、民生課、教育委員会】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、<u>平成25年4月1日</u>現在、山腹崩壊危険地区61箇所、崩壊土砂流出危険地区79箇所である。</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。<u>令和5年4月1日</u>現在、土石流発生危険渓流は48渓流である。</p> <p>4 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。</p> <p>また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所は、<u>令和5年4月1日</u>現在4箇所（急傾斜地崩壊危険箇所は145箇所）である。</p> <p>6 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本町では、<u>平成28年6月</u>現在で582区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は453区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	時点修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第26節 ため池災害予防計画</p> <p>【振興課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【町が実施する計画】</p> <p>ア ため池の諸元、<u>改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は県に報告するものとする。</u></p> <p>イ ため池の管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。</p> <p>ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。</p> <p>エ 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。</p> <p>オ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。</p> <p>(2) 【関係機関が実施する計画】</p> <p>ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。</p> <p>イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、町に点検結果を報告するものとする。</p>	<p>第26節 ため池災害予防計画</p> <p>【建設環境課】</p> <p><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) ため池の諸元、<u>施設の構造及び下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</u></p> <p>(イ) ため池の管理者等との緊急連絡網を作成する。</p> <p>(ウ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。</p> <p>(エ) 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。</p> <p>(オ) ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。</p> <p>イ 【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。</p> <p>(イ) ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、町に点検結果を報告する。</p>	<p>担当課修正</p> <p>県防災計画に合わせた修正等</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 農林水産物災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">【振興課・建設環境課】</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>【県が実施する計画】</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>県が周知すべき作目別の主な予防技術対策</u></p> <p>a 水稲</p> <p>(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。</p> <p>(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。</p> <p>b 果樹</p> <p>(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。</p> <p>(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。</p> <p>(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</p> <p>c 野菜及び花き</p> <p>(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。</p> <p>(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</p> <p>(c) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。</p> <p>(d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</p> <p>d 畜産</p> <p>(a) 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。</p> <p>(b) 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。</p> <p>(c) 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。</p> <p>e 水産物</p>	<p>第27節 農林水産物災害予防計画</p> <p style="text-align: center;">【振興課】</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>ア【町が実施する計画】</u></p> <p><u>(ア) 町は、信州あなんトータルマーケティング、農業農村支援センター、みなみ信州農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。</u></p> <p><u>(イ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策</u></p> <p>a 水稲</p> <p>(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。</p> <p>(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。</p> <p>b 果樹</p> <p>(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。</p> <p>(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。</p> <p>(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</p> <p>c 野菜及び花き</p> <p>(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。</p> <p>(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</p> <p>(c) 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。</p> <p>(d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>d 水産物</p>	<p>担当課の追加</p> <p>県防災計画に合わせた修正等</p>

<p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p> <p>イ 【町が実施する計画】 町は、<u>信州あなんトータルマーケティング、農業農村支援センター、みなみ信州農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</u></p> <p>乙 【関係機関が実施する計画】 町と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>工 【住民が実施する計画】 県、町、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施するものとする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 【関係機関が実施する計画】 町と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。</p> <p>乙 【住民が実施する計画】 県、町、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施するものとする。</p> <p>＜略＞</p>
--	---

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 防災知識普及計画</p> <p>【各課】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p> <略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p> ア【町が実施する計画】</p> <p> (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p> <u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p> <略></p> <p> v 平常時から住民が実施し得る、<u>家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生</u>時における応急措置の内容や実施方法</p> <p> <略></p> <p> (ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火災予防の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止、大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める<u>ものとする。</u></p> <p> <略></p> <p> (シ) <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。</u></p> <p> (ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p> <略></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p> <略></p>	<p>第29節 防災知識普及計画</p> <p>【各課】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p> <略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p> ア【町が実施する計画】</p> <p> (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p> <略></p> <p> v 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法</p> <p> <略></p> <p> (ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止、大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p> <略></p> <p> (新設)</p> <p> (シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p> <略></p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p> <略></p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>

<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町教育委員会が実施する計画】</p> <p>(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練<u>の実施に努めるもの</u>とする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町教育委員会が実施する計画】</p> <p>(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練<u>を実施</u>する。</p> <p>＜略＞</p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>
--	---	---------------------

新	旧	修正理由・備考
<p>第30節 防災訓練計画</p> <p>【総務課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。 そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。県、市町村、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊娠婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p><略></p>	<p>第30節 防災訓練計画</p> <p>【総務課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。県、町、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><略></p>	県防災計画に合わせた修正
<p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害・地震総合防災訓練 <略></p> <p>b 実施場所 <u>全町的に実施するものとする。</u> <略></p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【訓練の実施機関において実施する計画】</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施 <略></p> <p>d 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。 <略></p>	<p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害・地震総合防災訓練 <略></p> <p>b 実施場所 <u>町内全域</u> <略></p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【訓練の実施機関において実施する計画】</p> <p>(ア) 実践的な訓練の実施 <略></p> <p>d <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。 <略></p>	

新	旧	修正理由・備考
<p>第31節 災害復旧・復興への備え</p> <p>【各課】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害復旧用材の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町が実施する計画】</p> <p><u>町は、県、森林組合等の協力を得て、木材調達体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>新</p>	<p>第31節 災害復旧・復興への備え</p> <p>【各課】</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 災害復旧用材の供給体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する計画】</p> <p><u>県警業者、森林組合、県等の協力を得て、木材調達体制の整備を図る。</u></p> <p>旧</p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p>第35節 災害対策基金等積立及び運用計画 【総務課、会計室】</p> <p>第1 基本方針 災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。</p> <p>第2 主な取組み 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。</p> <p>第3 計画の内容 財政調整基金の積立 (1) 現状及び課題 町は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）</u>の規定により財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年条例第18号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。 (2) 実施計画 【町が実施する計画】 災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>目的</th><th>使 途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td><td>町財政の健全な運営を図る。</td><td> 次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>（削除）</u> 3 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 <u>（削除）</u> </td></tr> </tbody> </table>	名称	目的	使 途	財政調整基金	町財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>（削除）</u> 3 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 <u>（削除）</u>	<p>第35節 災害対策基金等積立及び運用計画 【総務課、会計室】</p> <p>第1 基本方針 災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。</p> <p>第2 主な取組み 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。</p> <p>第3 計画の内容 1 災害救助基金の積立 (1) 現状及び課題 <u>災害対策経費等の準備のため、町は、財政調整基金の積立てを行い、その運用にあたっている。</u> (2) 実施計画 ア【町が実施する計画】 災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>目的</th><th>使 途</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td><td><u>(新設)</u></td><td> 町財政の健全な運営を図るため、次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>3 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費</u> <u>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費</u> <u>5 その他必要やむを得ない理由により生じた経費</u> </td></tr> </tbody> </table>	名称	目的	使 途	財政調整基金	<u>(新設)</u>	町財政の健全な運営を図るため、次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>3 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費</u> <u>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費</u> <u>5 その他必要やむを得ない理由により生じた経費</u>	県防災計画に合わせた修正
名称	目的	使 途												
財政調整基金	町財政の健全な運営を図る。	次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>（削除）</u> 3 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 <u>（削除）</u>												
名称	目的	使 途												
財政調整基金	<u>(新設)</u>	町財政の健全な運営を図るため、次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 <u>3 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費</u> <u>4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費</u> <u>5 その他必要やむを得ない理由により生じた経費</u>												

新		旧	修正理由・備考								
第1節 災害直前活動 【各課】	第1節 災害直前活動 【各課】										
第3 活動の内容 2 住民の避難誘導対策 （2）実施計画 ア【町が実施する対策】 （オ）災害時または災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。 （カ）災害時には、必要に応じ緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。	第3 活動の内容 2 住民の避難誘導対策 （2）実施計画 ア【町が実施する対策】 （オ）災害時には、必要に応じ緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。										
第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 （1）特別警報・警報・注意報 長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。 なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。 （新設）	第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 （1）特別警報・警報・注意報 長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。		県防災計画に合わせた修正								
特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 30%;">特別警報・警報・注意報の種類</th><th style="width: 70%;">概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>特別警報 大雨特別警報</td><td>災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr></tbody></table> （新設）	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 30%;">特別警報・警報・注意報の種類</th><th style="width: 70%;">概要</th></tr></thead><tbody><tr><td>特別警報 大雨特別警報</td><td>災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td></tr></tbody></table>	特別警報・警報・注意報の種類	概要	特別警報 大雨特別警報	災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
特別警報・警報・注意報の種類	概要										
特別警報 大雨特別警報	災害が発生または切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。										
特別警報・警報・注意報の種類	概要										
特別警報 大雨特別警報	災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。										

<p>特別警報基準</p> <p> <略></p> <p>(1) 雨を要因とする特別警報の指標</p> <p> <略></p> <p>イ 大雨特別警報（土砂災害）</p> <p>過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>(2) 台風等を要因とする特別警報の指標</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。</p> <p>台風については、<u>指標（発表条件）</u>の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>温帯低気圧については、<u>指標（発表条件）</u>の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>(3) 雪を要因とする特別警報の指標</p> <p>府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>(4) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和6年11月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深(cm)</th><th>既往最深積雪(cm)</th></tr> <tr> <td>飯田</td><td>45 *</td><td>81</td></tr> </table> <p> <略></p> <p>警報・注意報発表基準一覧表（令和6年5月23日現在）</p> <p> <略></p> <p>別表1 大雨警報基準（下伊那地域）令和6年5月23日現在</p> <table border="1"> <tr> <th>地域</th><th>市町村等</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壤雨量指数基準</th></tr> <tr> <td rowspan="5">下伊那地域</td><td>飯田市</td><td>12</td><td>123</td></tr> <tr> <td>松川町</td><td>10</td><td>137</td></tr> <tr> <td>高森町</td><td>10</td><td>146</td></tr> <tr> <td>阿南町</td><td>13</td><td>147</td></tr> <tr> <td>阿智村</td><td>12</td><td>123</td></tr> </table>	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	飯田	45 *	81	地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準	下伊那地域	飯田市	12	123	松川町	10	137	高森町	10	146	阿南町	13	147	阿智村	12	123	<p>特別警報基準</p> <p> <略></p> <p>(1) 雨を要因とする特別警報の指標</p> <p> <略></p> <p>イ 大雨特別警報（土砂災害）</p> <p>過去の多大な被害をもたらした減少に相当する土壤雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。</p> <p>(2) 台風等を要因とする特別警報の指標</p> <p>「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。</p> <p>台風については、<u>指標となる</u>中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>温帯低気圧については、<u>指標となる</u>最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。</p> <p>(3) 雪を要因とする特別警報の指標</p> <p>府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。</p> <p>(4) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和4年11月21日現在）</p> <table border="1"> <tr> <th>地点名</th><th>50年に一度の積雪深(cm)</th><th>既往最深積雪(cm)</th></tr> <tr> <td>飯田</td><td>45 *</td><td>81</td></tr> </table> <p> <略></p> <p>警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）</p> <p> <略></p> <p>別表1 大雨警報基準（下伊那地域）令和5年6月8日現在</p> <table border="1"> <tr> <th>市町村名</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壤雨量指数基準</th></tr> <tr> <td>飯田市</td><td>12</td><td>124</td></tr> <tr> <td>松川町</td><td>10</td><td>139</td></tr> <tr> <td>高森町</td><td>10</td><td>148</td></tr> <tr> <td>阿南町</td><td>13</td><td>149</td></tr> <tr> <td>阿智村</td><td>12</td><td>124</td></tr> </table>	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	飯田	45 *	81	市町村名	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準	飯田市	12	124	松川町	10	139	高森町	10	148	阿南町	13	149	阿智村	12	124
地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)																																																	
飯田	45 *	81																																																	
地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準																																																
下伊那地域	飯田市	12	123																																																
	松川町	10	137																																																
	高森町	10	146																																																
	阿南町	13	147																																																
	阿智村	12	123																																																
地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)																																																	
飯田	45 *	81																																																	
市町村名	表面雨量指数基準	土壤雨量指数基準																																																	
飯田市	12	124																																																	
松川町	10	139																																																	
高森町	10	148																																																	
阿南町	13	149																																																	
阿智村	12	124																																																	

平谷村	13	<u>149</u>
根羽村	12	<u>144</u>
下條村	12	<u>125</u>
壳木村	12	<u>157</u>
天龍村	13	<u>158</u>
泰阜村	9	<u>131</u>
喬木村	9	<u>113</u>
豊丘村	9	<u>130</u>
大鹿村	11	<u>136</u>

別表2 洪水警報基準 (令和6年5月23日現在)

<略>

別表3 大雨注意報基準 (令和6年5月23日現在)

市町村名	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
飯田市	7	<u>86</u>
松川町	5	<u>95</u>
高森町	7	<u>102</u>
阿南町	8	<u>102</u>
阿智村	7	<u>86</u>
平谷村	9	<u>104</u>
根羽村	8	<u>100</u>
下條村	7	<u>87</u>
壳木村	8	<u>109</u>
天龍村	8	<u>110</u>
泰阜村	6	<u>91</u>
喬木村	5	<u>79</u>
豊丘村	6	<u>91</u>
大鹿村	8	<u>95</u>

平谷村	13	<u>151</u>
根羽村	12	<u>146</u>
下條村	12	<u>127</u>
壳木村	12	<u>159</u>
天龍村	13	<u>161</u>
泰阜村	9	<u>132</u>
喬木村	9	<u>114</u>
豊丘村	9	<u>132</u>
大鹿村	11	<u>137</u>

別表2 洪水警報基準 令和5年6月8日現在

<略>

別表3 大雨注意報基準 令和5年6月8日現在

市町村名	表面雨量指數基準	土壤雨量指數基準
飯田市	7	<u>88</u>
松川町	5	<u>98</u>
高森町	7	<u>105</u>
阿南町	8	<u>105</u>
阿智村	7	<u>88</u>
平谷村	9	<u>107</u>
根羽村	8	<u>103</u>
下條村	7	<u>90</u>
壳木村	8	<u>112</u>
天龍村	8	<u>114</u>
泰阜村	6	<u>93</u>
喬木村	5	<u>80</u>
豊丘村	6	<u>93</u>
大鹿村	8	<u>97</u>

別表4 洪水注意報基準 (令和6年5月23日現在)

<略>

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により最もなにか氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるととき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるととき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
<略>		

別表4 洪水注意報基準 令和5年6月8日現在

<略>

2 水防法に基づくもの

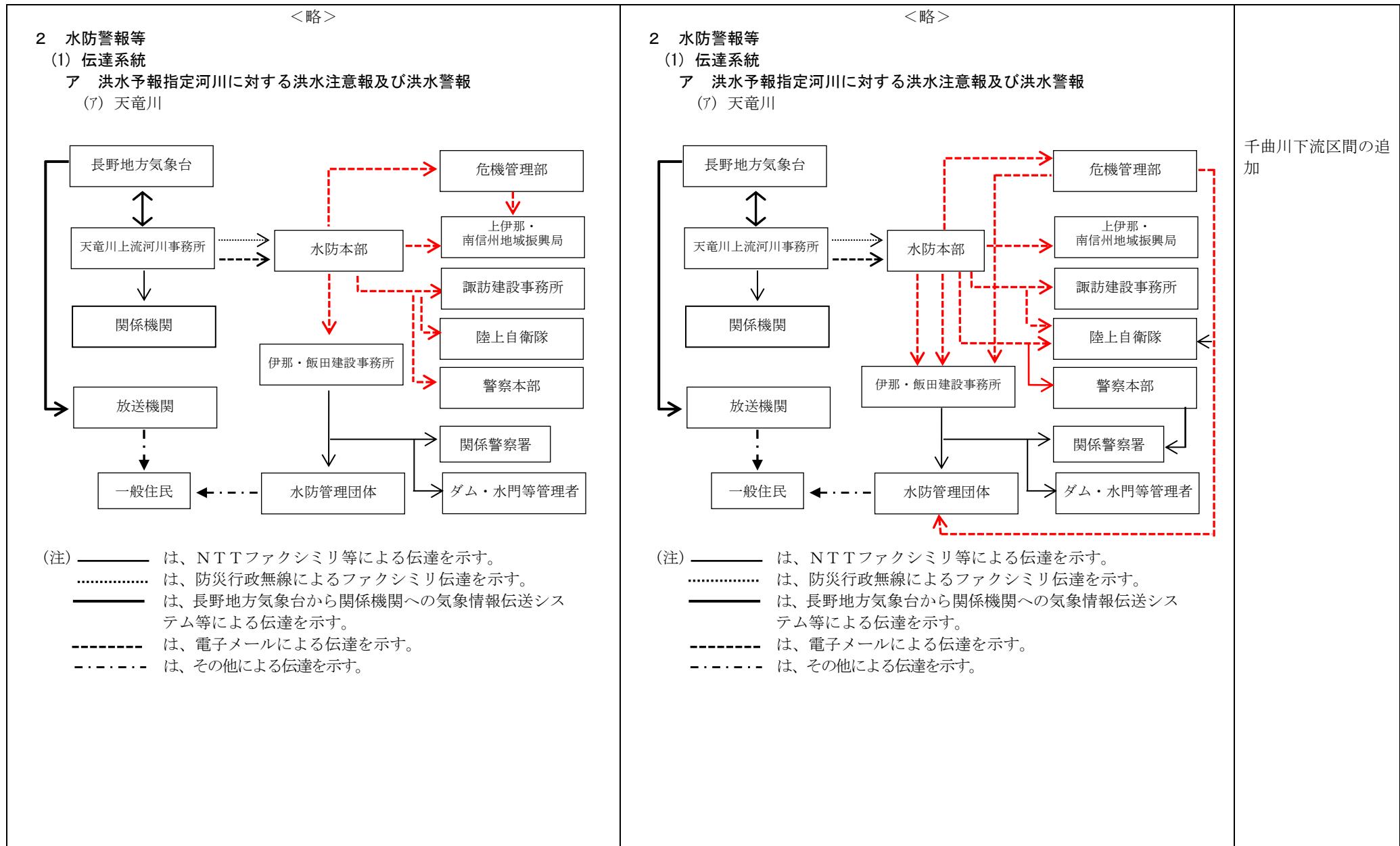
(1) 洪水予報

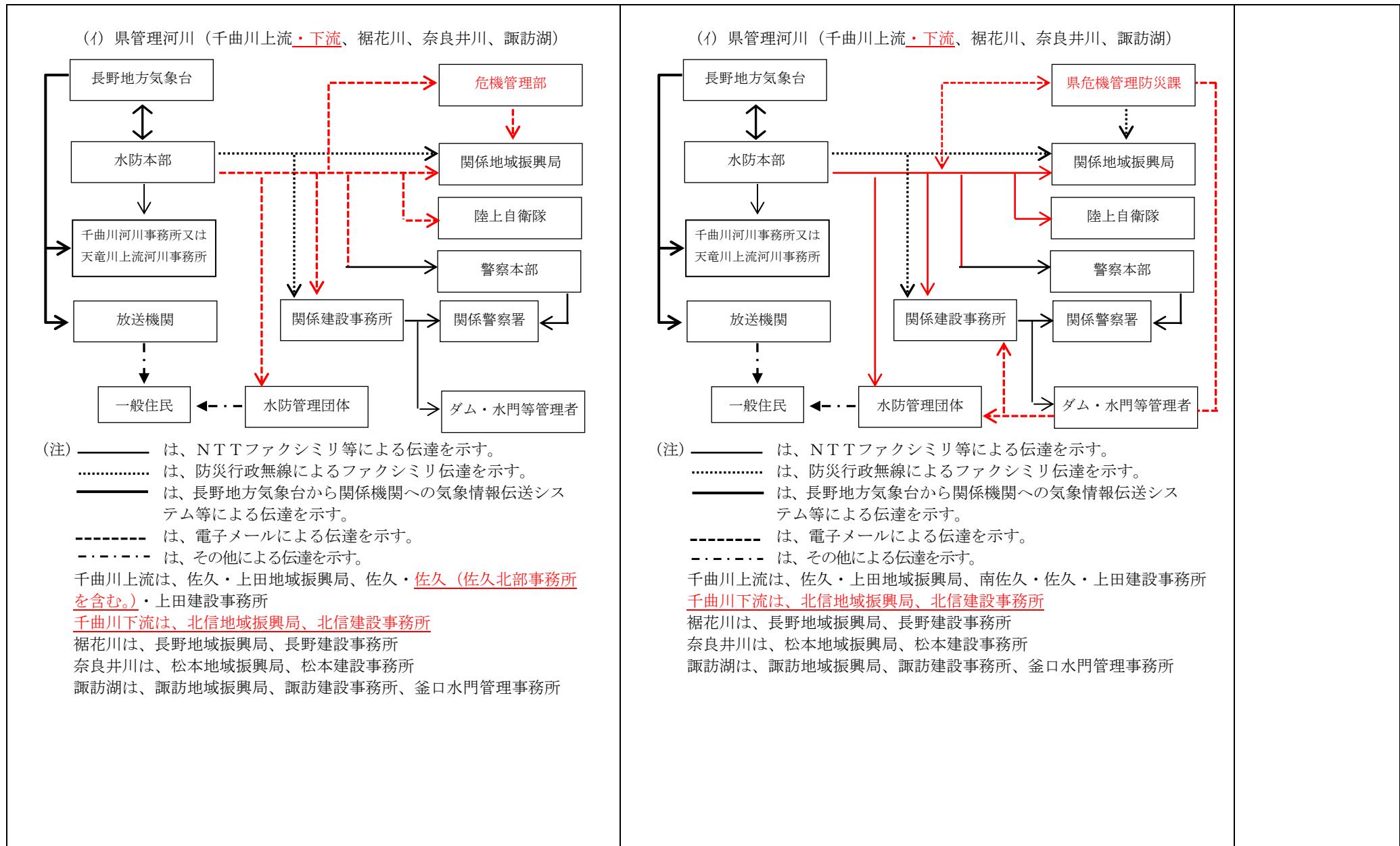
水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

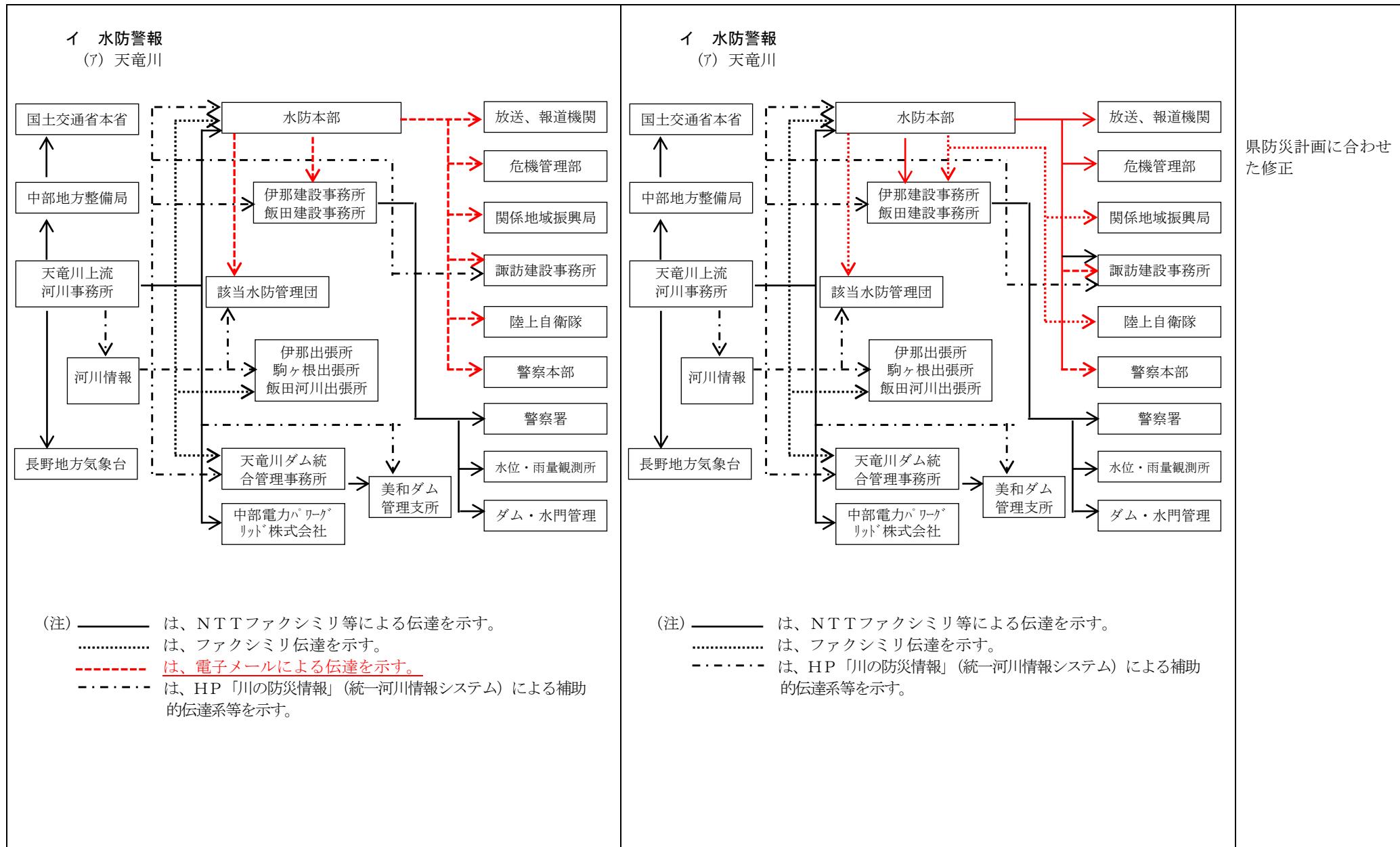
種類	情報名	概要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予区内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるととき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるととき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
<略>		

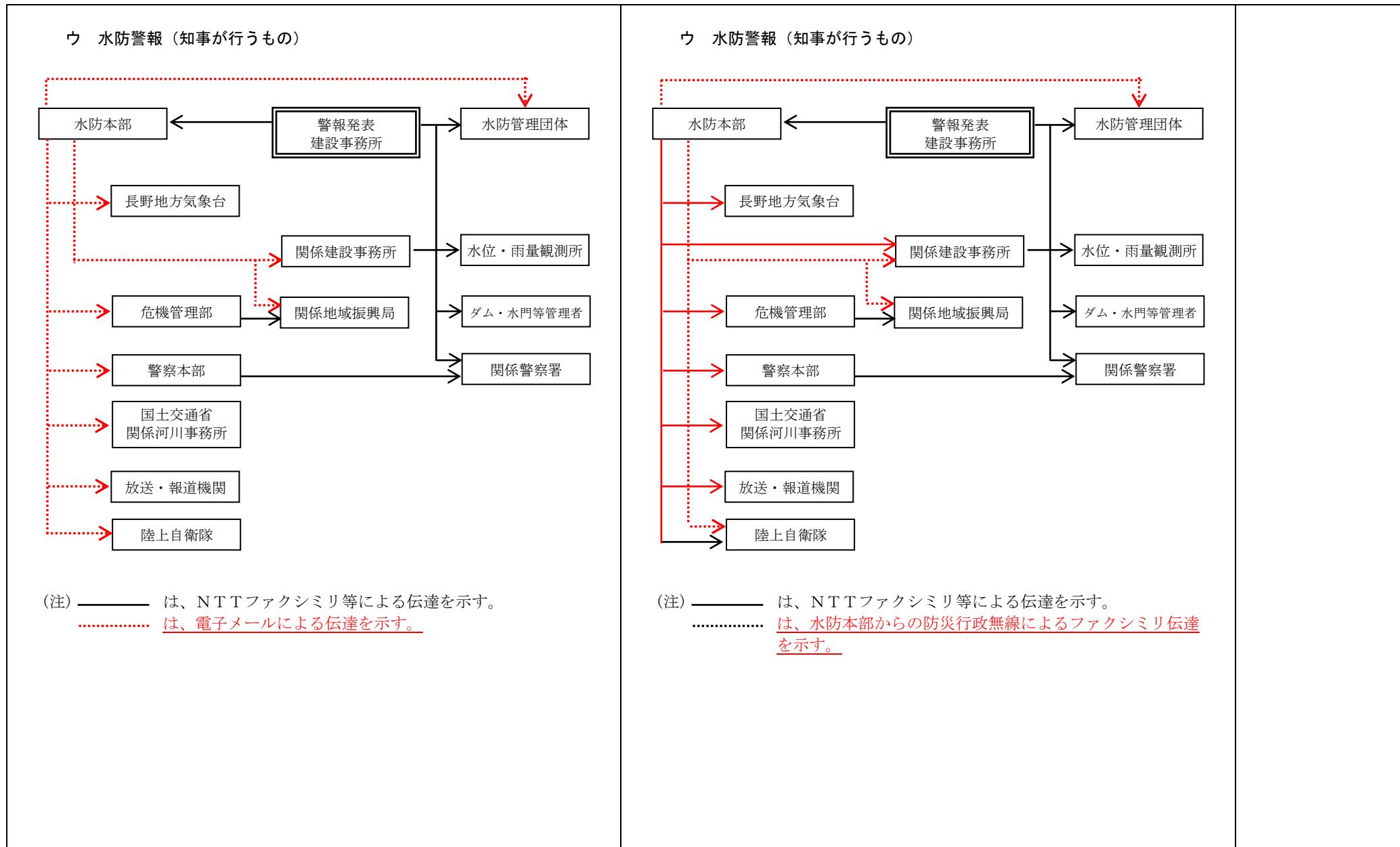
4 その他の情報	
<略>	
4 その他の情報	
(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要	(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 警報の危険度分布（キキクル）等の概要
種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。
流域雨量指数の予測値	<u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。</u> <u>流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて</u>
種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壤雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握</u> することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u> することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u> することができる。
流域雨量指数の予測値	<u>水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。</u> 6時間先までの <u>雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列</u>

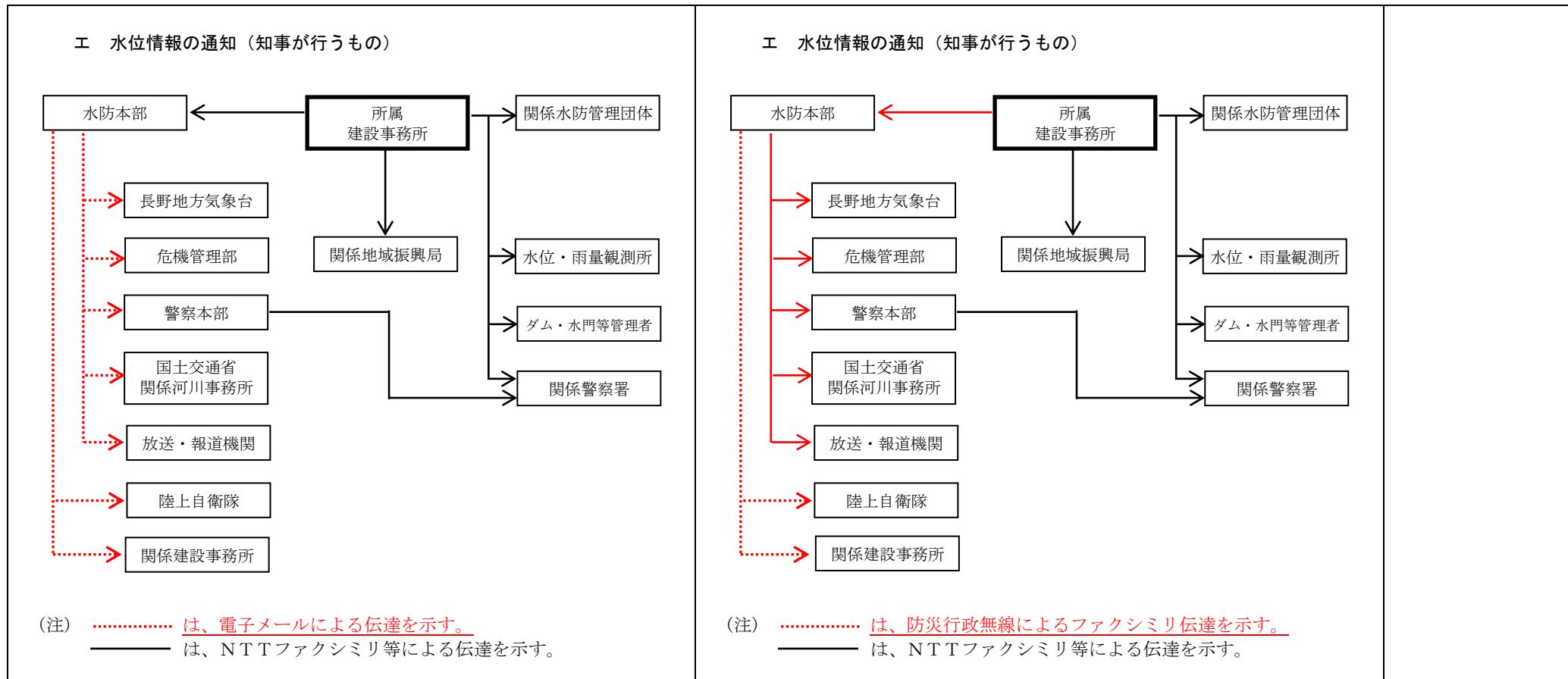
<p>常時10分ごとに更新している。</p> <p>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	<p><u>で表示したものを、</u>常時10分毎に更新している。</p> <p>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
<p>＜略＞</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意・警戒を呼びかけられる</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や<u>予想、防災上の留意点が解説される</u>場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状降水帯</u>により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。<u>大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</u></p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>	<p>＜略＞</p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って<u>注意を喚起する</u>場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や<u>予測、防災上の注意を解説する</u>場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、<u>線状の降水帯</u>により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報</p> <p>大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市については分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>



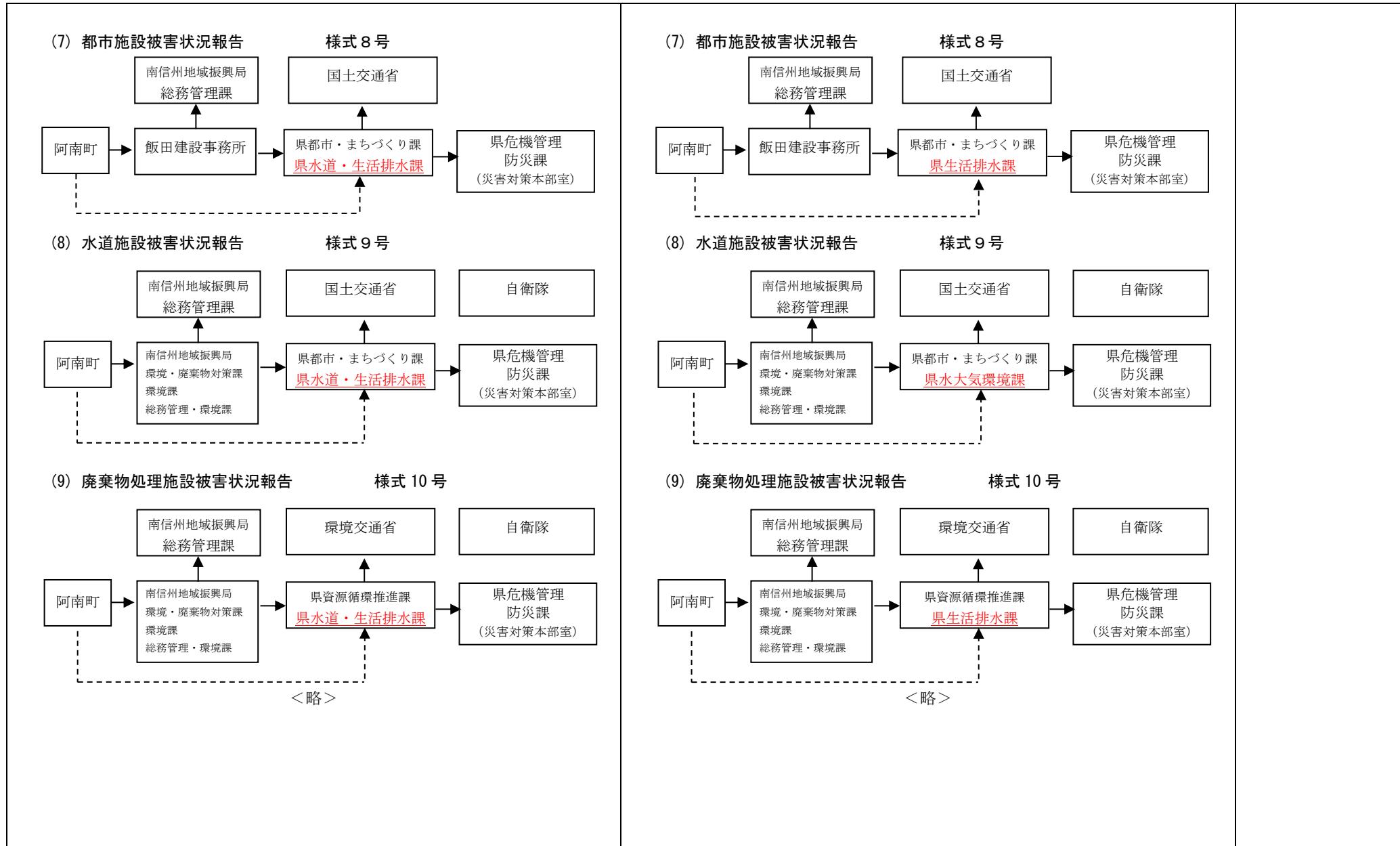


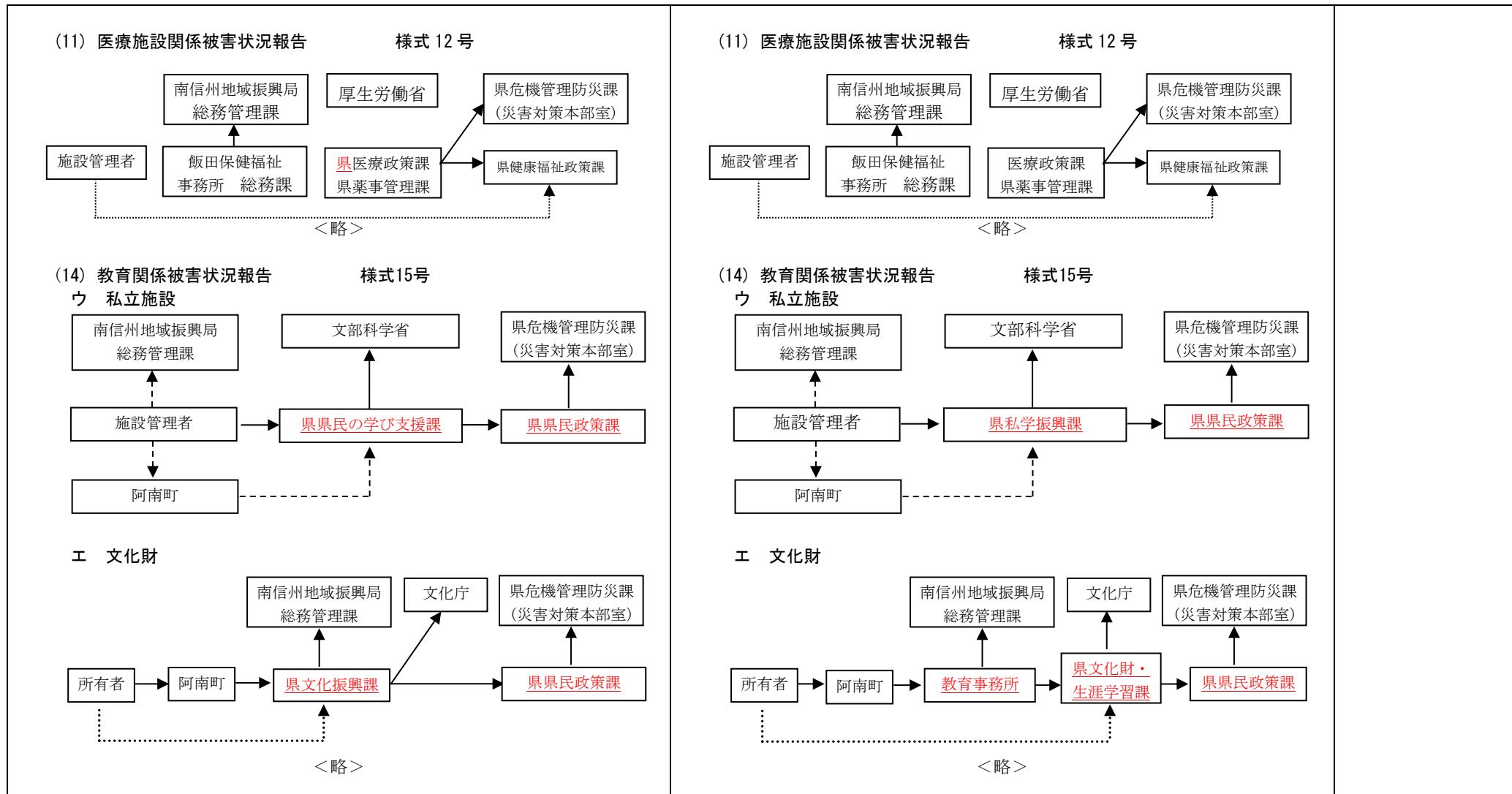






新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>【各課】</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、無人航空機、<u>高所監視カメラ</u>等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統</p> <p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <pre> graph TD A[施設管理者] --> B[阿南町] B --> C[南信州地域振興局 総務管理課] C --> D[厚生労働省 子ども家庭庁] D --> E[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] C --> F[県健康福祉部 県県民文化部 関係課] F --> G[県健康福祉政策課 県県民政策課] E <--> G F --> G </pre> <p>(4) 農業関係被害状況報告 様式5号</p> <p>ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p> <pre> graph TD A[阿南町] --> B[南信州地域振興局 農地整備課] B --> C[県農地整備課 県水道・生活排水課] C --> D[県危機管理 防災課 (災害対策本部室)] D --> E[農林水産省] B --> E </pre> <p>別記 災害情報収集連絡系統別記 灾害情報収集連絡系統</p> <p>(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号</p> <pre> graph TD A[施設管理者] --> B[阿南町] B --> C[南信州地域振興局 総務管理課] C --> D[厚生労働省] D --> E[県危機管理防災課 (災害対策本部室)] C --> F[県健康福祉部 県県民文化部 関係課] F --> G[県健康福祉政策課 県文化政策課] E <--> G F --> G </pre> <p>(4) 農業関係被害状況報告 様式5号</p> <p>ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p> <pre> graph TD A[阿南町] --> B[南信州地域振興局 農地整備課] B --> C[県農地整備課 県生活排水課] C --> D[県危機管理 防災課 (災害対策本部室)] D --> E[農林水産省] B --> E </pre>	<p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>【各課】</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。</p> <p>別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統</p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>





新	旧	修正理由・備考
<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 【町が実施する対策】</p> <p>(1) 責務</p> <p>町は、町域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・町）及び受援計画（県・町）の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 活動体制</p> <p>ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする<u>ものとする</u>。</p> <p>（削除）</p> <p>イ 各体制の人員について、<u>関係各課長が、あらかじめ活動する人員を定めておくものとする。</u>別表「活動人員一覧」（資料編参照）</p> <p>ウ 職員参集は状況変化に応じて、各部の判断で拡大、縮小する。<u>関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。</u></p> <p>* 活動開始基準の◎は、事象発生と同時に活動を開始する基準をいう。</p> <p>(3) 職員の参集</p> <p>ア 参集方法</p> <p>ア 指示によらない参集</p> <p>職員は、災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。</p> <p>イ その他の場合</p> <p>前記(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、総務課から関係職員へ参集の伝達を行う。</p> <p>なお、関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。</p>	<p>第3節 非常参集職員の活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(新設)</p> <p>1 責務</p> <p>町は、町域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、地域防災計画（県・町）及び受援計画（県・町）の定めるところにより、必要に応じ、他市町村、県及び指定地方行政機関等並びに、区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。</p> <p>2 活動体制</p> <p>災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。</p> <p>各体制の人員については、別表「活動人員一覧」（資料編参照）による。 なお関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておく。</p> <p>（活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 職員の参集</p> <p>(1) 参集方法</p> <p>ア 指示によらない参集</p> <p>職員は、災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記2の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。</p> <p>イ その他の場合</p> <p>前記2の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、総務課から関係職員へ参集の伝達を行う。</p> <p>なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。</p>	県防災計画に合わせた修正等

<p><u>(ウ) 参集場所</u></p> <p>参集場所は、原則として役場本庁とする。役場勤務でない職員については、それぞれの勤務場所とする。なお、役場本庁勤務の職員で、道路や橋梁等の損壊等により本庁へ到着できない職員は、最寄りの出張所に参集し、速やかに所属長へ連絡をした上で、指示を受けるものとする。</p> <p><u>また</u>、職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく<u>とともに</u>、連絡手段についても複数検討しておく<u>ものとする</u>。</p> <p>(連絡手段：公衆電話、防災行政無線（同報系及び移動系）、メール、伝言ダイヤル171等)</p> <p><u>(エ) 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）</u></p> <p>配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。</p> <p><u>（ア）勤務時間内</u></p> <p><u>a</u> 勤務時間内 <略></p> <p><u>b</u> 勤務時間外<略> <略></p> <p><u>（オ）庁舎の使用</u> <略></p>	<p><u>（ウ） 参集場所</u></p> <p>参集場所は、原則として役場本庁とする。役場勤務でない職員については、それぞれの勤務場所とする。なお、役場本庁勤務の職員で、道路や橋梁等の損壊等により本庁へ到着できない職員は、最寄の出張所に参集し、速やかに所属長へ連絡をした上で、指示を受けるものとする。</p> <p><u>なお</u>、職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。<u>また</u>、連絡手段についても複数検討しておく。</p> <p>(連絡手段：公衆電話、防災行政無線（同報系及び移動系）、メール、伝言ダイヤル171等)</p> <p><u>（エ） 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）</u></p> <p>配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。</p> <p><u>（ア） 勤務時間内</u></p> <p><u>（イ） 勤務時間内</u></p> <p><u>（オ） 庁舎の使用</u></p>
---	--

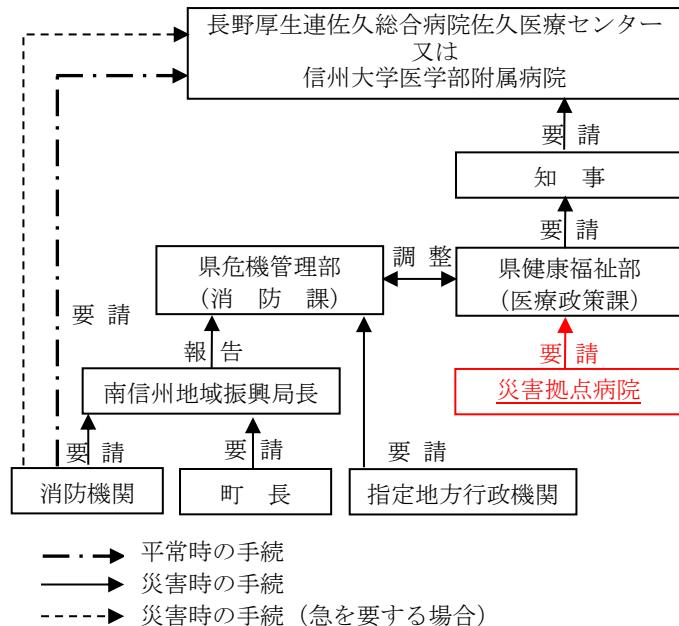
新	旧	修正理由・備考
<p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【県、町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>a <u>県、町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方 公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</u></p> <p>b <u>県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行うものとする。</u></p> <p>c <u>県及び市町村は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となって的確な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行うものとする。</u></p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県、町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>ア <u>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。</u></p> <p>イ <u>応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。</u></p> <p>ウ <u>県及び市町村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設 の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u></p> <p>第4節 広域相互応援活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>(ア) 情報収集及び応援体制の確立</p> <p>町、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県、町、公共機関及びその他事業者が実施する対策】</p> <p>円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p>(新設)</p> <p>県防災計画に合わせた修正</p>		

新	旧	修正理由・備考																																																															
<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>【総務課】</p> <p><略></p> <p>第2 主な活動</p> <p>災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動要請をするとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う<u>ものとする。</u></p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>機 種</th><th>定員</th><th>救助 ホイスト</th><th>消火装置</th><th>物資吊下</th><th>映像伝送</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td><td>ベル412EPI</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>県警ヘリコ プター</td><td>レオナルド AW139</td><td>14</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td></td><td>レオナルド AW139</td><td>14</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr> <td>広域航空消 防応援等 ヘリコプタ ー</td><td>各 種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p><略></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>【県が実施する対策】</u></p> <p><u>市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定するものとする。</u></p>	名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコ プター	レオナルド AW139	14	○			○		レオナルド AW139	14	○			○	広域航空消 防応援等 ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○	○	<p>第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>【総務課】</p> <p><略></p> <p>第2 主な活動</p> <p>災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動要請をするとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定</p> <p>(1) 基本方針</p> <p><u>陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するためのヘリコプターを県へ要請する。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p><u>災害の状況に応じ、ヘリコプターの要請をするものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>機 種</th><th>定員</th><th>救助 ホイスト</th><th>消火装置</th><th>物資吊下</th><th>映像伝送</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター ※長野県が締結する防災ヘリコプター協定による</td><td>ベル412EPI</td><td>15</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>県警ヘリコ プター</td><td>(新設) レオナルド AW139</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>広域航空消 防応援等 ヘリコプタ ー</td><td>各 種</td><td>各種</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p><略></p>	名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター ※長野県が締結する防災ヘリコプター協定による	ベル412EPI	15	○	○	○	○	県警ヘリコ プター	(新設) レオナルド AW139	17	○		○	○	広域航空消 防応援等 ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○	○	県防災計画に合わせた修正
名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																											
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																											
県警ヘリコ プター	レオナルド AW139	14	○			○																																																											
	レオナルド AW139	14	○			○																																																											
広域航空消 防応援等 ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○	○																																																											
名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																											
消防防災ヘリコプター ※長野県が締結する防災ヘリコプター協定による	ベル412EPI	15	○	○	○	○																																																											
県警ヘリコ プター	(新設) レオナルド AW139	17	○		○	○																																																											
広域航空消 防応援等 ヘリコプタ ー	各 種	各種	○	○	○	○																																																											

(別記) ヘリコプター要請手続要領

5 ドクターへり

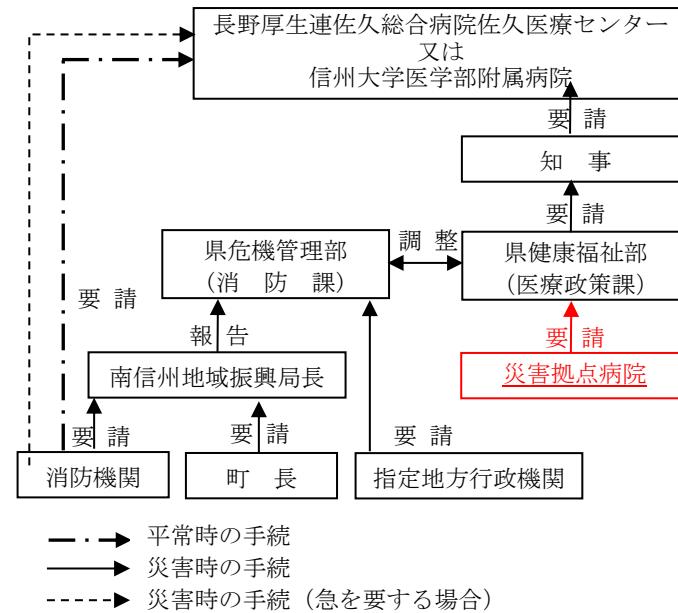
重度救急患者の搬送が必要な場合は、町は県へ対し、長野厚生連佐久総合病院**佐久医療センター**又は信州大学医学部附属病院へドクターへリの出動を要請する。



(別記) ヘリコプター要請手続要領

5 ドクターへり

重度救急患者の搬送が必要な場合は、町は県へ対し、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターへリの出動を要請する。



新	旧	修正理由・備考
<p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>（か）災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する<u>ものとする。</u></p> <p><u>（キ）災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>（カ）飯田下伊那薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。</u></p> <p>また、県、町から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。</p> <p><u>（ク）災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。</u></p> <p><u>（ケ）長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、町からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。</u></p> <p><u>（コ）（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。</u></p> <p><u>（サ）長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターへリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。</u></p> <p><u>（シ）（公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行うものとする。</u></p> <p><u>（セ）災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>（リ）（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合</u></p>	<p>第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>【総務課、民生課、飯田広域消防本部】</p> <p>（略）</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>（力）災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（キ）飯田下伊那薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。</u></p> <p>また、県、町から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。</p> <p><u>（ク）災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。</u></p> <p><u>（ケ）長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、町からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。</u></p> <p><u>（コ）（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。</u></p> <p><u>（サ）長野県厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターへリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。</u></p> <p><u>（シ）（公社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。</u></p> <p><u>（ス）災害派遣精神医療チーム（DPAT）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。</u></p> <p><u>（セ）（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があ</u></p>	県防災計画に合わせた修正

<p>合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。</p> <p>＜略＞</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考																														
<p>第10節 緊急輸送活動 【総務課、振興課、建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。</p> <p>また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th><th>第2段階の活動</th><th>第3段階の活動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人命救助</td><td>・(第1段階の続行)</td><td>・(第1・2段階の続行)</td></tr> <tr> <td>・消防等災害拡大防止</td><td>・食料、水、燃料等の輸送</td><td>・災害復旧</td></tr> <tr> <td>・ライフライン復旧</td><td>・被災者の救出・搬送</td><td>・生活必需物資輸送</td></tr> <tr> <td>・交通規制</td><td>・応急復旧</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急交通路確保のための交通規制等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため、緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制を実施する。</p> <p>この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両等の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【道路管理者による措置命令等】</p> <p>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	・人命救助	・(第1段階の続行)	・(第1・2段階の続行)	・消防等災害拡大防止	・食料、水、燃料等の輸送	・災害復旧	・ライフライン復旧	・被災者の救出・搬送	・生活必需物資輸送	・交通規制	・応急復旧		<p>第10節 緊急輸送活動 【総務課、振興課、建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。</p> <p>また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1段階の活動</th><th>第2段階の活動</th><th>第3段階の活動</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・人命救助</td><td>・(第1段階の続行)</td><td>・(第1・2段階の続行)</td></tr> <tr> <td>・消防等災害拡大防止</td><td>・食料、水、燃料等の輸送</td><td>・災害復旧</td></tr> <tr> <td>・ライフライン復旧</td><td>・被災者の救出・搬送</td><td>・生活必需物資輸送</td></tr> <tr> <td>・交通規制</td><td>・応急復旧</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 緊急交通路確保のための応急復旧</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進するものとし、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 県計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。</p> <p>(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(ア) 国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災</p>	第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動	・人命救助	・(第1段階の続行)	・(第1・2段階の続行)	・消防等災害拡大防止	・食料、水、燃料等の輸送	・災害復旧	・ライフライン復旧	・被災者の救出・搬送	・生活必需物資輸送	・交通規制	・応急復旧		<p>県防災計画に合わせた修正</p>
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動																														
・人命救助	・(第1段階の続行)	・(第1・2段階の続行)																														
・消防等災害拡大防止	・食料、水、燃料等の輸送	・災害復旧																														
・ライフライン復旧	・被災者の救出・搬送	・生活必需物資輸送																														
・交通規制	・応急復旧																															
第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動																														
・人命救助	・(第1段階の続行)	・(第1・2段階の続行)																														
・消防等災害拡大防止	・食料、水、燃料等の輸送	・災害復旧																														
・ライフライン復旧	・被災者の救出・搬送	・生活必需物資輸送																														
・交通規制	・応急復旧																															

	<p>箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。(飯田建設事務所)</p> <p>(イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)</p> <p>(ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。</p> <p>(エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、町の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)</p> <p>(オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(T E C – F O R C E)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p>
<p>2 緊急交通路確保のための道路啟開等</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。</p> <p>また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p>(フ) 県計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。</p> <p>(イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県道、市道、市街地道路等をも含む。</p> <p>(ア) 国道、県道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については、速やかに応急復旧を行うものとする。(飯田建設事務</p>	<p>2 輸送手段の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p>計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。</p> <p>要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。</p> <p>【風水害対策編】第3章第10節</p> <p>帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)</p> <p>(ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものと</p>

<p><u>所)</u></p> <p>(イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行うものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))</p> <p>(ウ) 豪雪災害時は、各機関が管理する道路についてあらかじめ定める計画に基づき、除雪対策を推進するものとする。</p> <p>(エ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により、県、町の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努めるものとする。(中部森林管理局)</p> <p>(オ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>する。(自衛隊等)</p> <p>(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)</p> <p>(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)</p> <p>(エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。</p> <p>a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。</p> <p>b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。</p> <p>c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。</p> <p>d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国轍樞自動車協会との連携により対応する。</p> <p>(オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。</p> <p>(カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。</p> <p>(キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。</p> <p>(ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。</p>
<p>3 輸送手段の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するもの</p>	<p>3 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプタ</p>

<p>とする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。</p> <p>要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)</p> <p>(ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)</p> <p>(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)</p> <p>(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)</p> <p>(エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。</p> <p>a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。</p> <p>b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。</p> <p>c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。</p> <p>d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国轍軸自動車協会との連携により対応する。</p> <p>(オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。</p> <p>(カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。</p> <p>(キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。</p>	<p>一による輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携する。</p> <p>(イ) 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の保管協力を実施するものとする。</p>
---	---

<p>る。</p> <p>(ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。</p> <p>4 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の町が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携する。</p> <p>(イ) 町は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】</p> <p>長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。</p> <p>(5以下削除)</p>	<p>4 緊急通行車両等確認事務</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【県が実施する対策】(危機管理部、警察本部)</p> <p>ア 確認事務手続</p> <p>緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行う。(資料編参照)</p> <p>イ 事前届出車両の取扱い</p> <p>予防計画第9節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続は、県及び警察（警察署、検問所等）において行う。</p> <p>5 輸送手段の確保</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。</p> <p>要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。</p> <p>イ【関係機関が実施する対策】(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会)</p> <p>(ア) ヘリコプター運航機関は要請に基づいて直ちに出動の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼するものとする。(自衛隊等)</p>
---	--

	<p>(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求めるものとする。(北陸信越運輸局)</p> <p>(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行うものとする。(北陸信越運輸局)</p> <p>(エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施するものとする。</p> <p>a 道路運送法第84条の輸送命令又は出動要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。</p> <p>b 県下7地区（北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信）において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出動する。</p> <p>c 輸送に当たっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。</p> <p>d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国靈柩自動車協会との連携により対応する。</p> <p>(オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(公社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。</p> <p>(カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応えるものとする。</p> <p>(キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施するものとする。</p> <p>(ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。</p>	県防災計画に合わせた修正（以下同じ）
--	---	--------------------

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

	<p>(ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の町が当たることを原則とし、運営に当たっては、県と密接に連携する。</p> <p>(イ) 町は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】</p> <p>長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力を実施するものとする。</p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所等の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p>	<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p> <p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 【町が実施する対策】</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>県防災計画に合わせた修正</p>

<p>(イ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p>b <u>異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努めるものとする。</u></p> <p>c 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>d 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>e 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>f 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(フ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(イ) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>(ヘ) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><略></p> <p>(ス) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</p> <p>a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。</p> <p>c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。</p> <p>(a) 介護職員等の派遣</p> <p>(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施</p> <p>(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ</p> <p>d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。</p> <p>e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。</p> <p style="text-align: center;"><略></p> <p>(フ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>(イ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(ア) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(イ) 必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>(ツ) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</p> <p>(ア) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</p> <p>(イ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	
--	--	--

新	旧	修正理由・備考
<p>第16節 生活必需品の調達供給活動 【総務課、住民税務課、民生課、振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には町が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、町からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。</p> <p>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資<u>や家庭動物の飼養に関する資材</u>をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>性別によるニーズ</u>の違いに配慮するものとする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>第16節 生活必需品の調達供給活動 【総務課、住民税務課、民生課、振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には町が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、町からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>男女</u>のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>＜略＞</p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>【民生課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行うものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(カ) 被災地において、感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。</p> <p>また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(コ) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</p>	<p>第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>【民生課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 感染症予防対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【町が実施する対策】</p> <p>(カ) 被災地において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。</p> <p>また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>県防災計画に合わせた修正（以下同じ）</p>

新	旧	修正理由・備考
<p>第18節 遺体の搜索及び対策等の活動 【総務課、住民税務課、民生課、建設環境課】 <略></p> <p>第3 活動の内容 遺体の搜索及び対応 1 基本方針 <略></p> <p>エ 検視場所、遺体死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。</p>	<p>第18節 遺体の搜索及び対策等の活動 【総務課、住民税務課、民生課、建設環境課】 <略></p> <p>第3 活動の内容 遺体の搜索及び対応 1 基本方針 <略></p> <p>エ 検視場所、遺体死体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることがあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。</p>	誤字の修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第27節 土砂災害等応急活動</p> <p>【建設環境課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>2 (2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局、飯田建設事務所)</p> <p>（ウ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地 方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、<u>給水支援</u>その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被 災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、<u>被災状況を実施する場合には</u>、<u>無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊<u>や関係団体等</u>との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を実施するものとする。</u></p>	<p>第27節 土砂災害等応急活動</p> <p>【建設環境課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>2 (2) 実施計画</p> <p>イ 【関係機関が実施する対策】(中部地方整備局、飯田建設事務所)</p> <p>（ウ）必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地 方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被 災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を実施するものとする。</p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第29節 道路及び橋梁応急活動 【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>道路啓開</u>及び応急復旧工事を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 主な活動 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (1) 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、<u>道路の啓開</u>及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 【町が実施する対策】 町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、<u>道路啓開及び</u>応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>第29節 道路及び橋梁応急活動 【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな<u>路上障害物の除去</u>及び応急復旧<u>工事</u>を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第2 主な活動 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、<u>障害物の除去</u>、<u>応急復旧</u>を行うとともに<u>交通規制を行い</u>、道路状況を提供する。 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。</p> <p>第3 活動の内容 1 道路及び橋梁応急対策 (1) 基本方針 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。 また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため<u>に路上障害物の除去</u>及び被災道路・橋梁の<u>応急復旧計画を策定し</u>、<u>建設業協会支部等と結んだ業務協定に基づき</u>、速やかに<u>応急復旧工事</u>を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【町が実施する対策】 町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める<u>ものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><略></p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第32節 ため池災害応急活動</p> <p>【振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p><略></p>	<p>第32節 ため池災害応急活動</p> <p>【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。</p> <p><略></p>	担当課修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第33節 農林水産物災害応急活動 【振興課・建設環境課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>＜略＞</p>	<p>第33節 農林水産物災害応急活動 【振興課】</p> <p>第1 基本方針</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。</p> <p>また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。</p> <p>＜略＞</p>	担当課追加

新	旧	修正理由・備考
<p>第35節 飼養動物の保護対策 【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会と連携し実施する。 <略></p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。 2 実施計画 ア 【町が実施する対策】 <略> (ウ) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。 (イ) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。 <略></p>	<p>第35節 飼養動物の保護対策 【建設環境課】</p> <p>第1 基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 <略></p> <p>第3 活動の内容 1 基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。 <略></p> <p>2 実施計画 ア 【町が実施する対策】 <略> (ウ) ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。 (新設) <略></p>	県防災計画に合わせた修正（以下同じ）

新	旧	修正理由・備考
<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び県が実施する対策】</p> <p>県、町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。</p>	<p>第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【町及び県が実施する対策】</p> <p>県、町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p>	県防災計画に合わせた修正

新	旧	修正理由・備考
<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>2 実施計画</p> <p>【町及び県、公共機関が実施する対策】</p> <p>【新設】</p> <p>(ア) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行うものとする。</p> <p>(イ) 指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <p>(ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。</p> <p>(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。</p> <p>(オ) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</p> <p>(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。</p> <p>(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。</p> <p>(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>【各課】</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>2 実施計画</p> <p>【町及び県、公共機関が実施する対策】</p> <p>【新設】</p> <p>(ア) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。</p> <p>(エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。</p> <p>(オ) 他の機関との連携を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</p> <p>(カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。</p> <p>(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。</p> <p>(ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、</p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>

<p>速やかに査定実施に移すよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(ア) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める<u>ものとする</u>。</p> <p>(イ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める<u>ものとする</u>。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>て、速やかに査定実施に移すよう努める。</p> <p>(カ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努める。</p> <p>(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>県防災計画に合わせた修正</p>
--	--	---------------------